

第4章

景観重要建造物、景観重要樹木の 指定の方針に関する事項

(景観法第8条第2項第3号)

1. 景観重要建造物の指定の方針----- 72
2. 景観重要樹木の指定の方針----- 73



歴史ある建造物は、本市の都市景観に歴史の深みと個性をもたらすとともに、地域の個性ある景観を特徴づける重要な役割を果たしています。特に、本市は西南の役、第二次世界大戦による二度の戦災で旧市街地の大半を焼失したことから、現在残されている建造物は、本市の城下町としての趣を感じさせる貴重な地域景観資源といえます。

また、森の都くまもとを印象づけるクスの大木や地域のランドマークとなっているエノキや地域のシンボルといえる杉並木、桜並木などは、まちにうるおいや安らぎ、四季折々の変化を与え、景観上も重要な地域景観資源です。

これらの貴重な建造物や樹木は、景観法において景観重要建造物、景観重要樹木として指定することができるかとされています。

1. 景観重要建造物の指定の方針

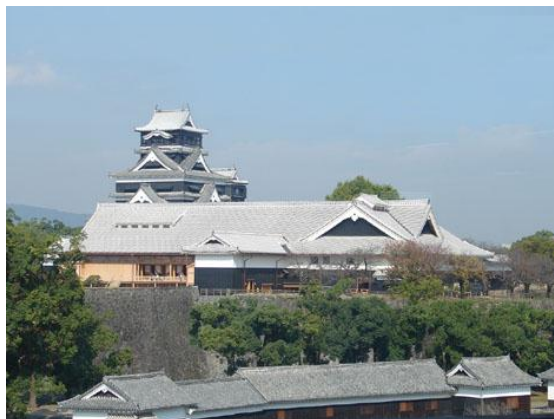
熊本市都市景観条例に基づき指定している景観形成建造物については、所有者の意向を踏まえながら景観重要建造物の指定に向けて検討します。

また、景観法に基づく所有者による提案制度の活用や、助成制度により、所有者が建造物の保存活用に積極的に取り組める環境づくりを進めます。

景観重要建造物の指定に際しては、熊本市景観審議会の意見を聴くこととします。

□指定方針

- 地域のランドマークとなる象徴的存在である等、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与するもの
- 地域の歴史、文化又は建築的に価値が高いと認められるもの
- 地域に親しまれ、愛されていること



<例：熊本城本丸御殿>

本市においては景観法の制定に先立ち、熊本市都市景観条例に基づく「景観形成建造物」として18棟を指定し、保全のための助成等に努めてきたところです。

景観法に基づく「景観重要建造物」とは指定要件や保全のための規制方法が異なるため、今後とも、「景観形成建造物」の指定制度は、「景観重要建造物」を補完する制度として継続し、保存のための緩やかな誘導を行います。

2. 景観重要樹木の指定の方針

市域に残る景観上重要といえる樹木について、所有者の意向を踏まえ、他の施策との連携を図りながら景観重要樹木への指定を検討します。

景観重要樹木の指定に際しては、熊本市景観審議会の意見を聴くこととします。

□指定方針

- 樹形や樹高など美観が優れているもの
- 地域のランドマークとなる象徴的存在である等、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与するもの
- 地域の歴史、文化的に価値が高いと認められるもの
- 地域に親しまれ、愛されていること



<例：オークス通りの楠並木>

